

育成就労計画の認定申請手続 (手数料等について)

申請を行う際は、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料等は、後になって申請を取り下げたとしても還付できませんので留意願います。

手数料の金額	6,100円(1件(1名)当たり)
--------	-------------------

手数料等は、申請前に次の方法で払い込んでください。

払込票払い(コンビニ払い/ゆうちょ銀行・郵便局の窓口払い)

※ システム利用料**572円**がかかります。

※ 払込には払込票の取り寄せが必要です。

☆ 認定申請・変更認定申請ともに同額です。

☆ 同一の申請者が同時に複数の申請をされる場合は、申請手数料をまとめて払い込むことができます。

☆ 申請者名は、「育成就労実施者」と同一の名義としてください。

(他の名義(「監理支援機関」名や担当者の個人名等)により振り込まないように注意してください。)

育成就労計画の認定申請手続 (手数料等について)

払込票払い（コンビニ払い／ゆうちょ銀行・郵便局の窓口払い）

① 払込票の取り寄せ

機構ホームページにある払込票発行入力フォームに必要事項を入力
してください。

翌営業日に指定住所へ「払込票」を発送します。

※ 払込票にはシステム利用料572円が加算されています。

※ 「申請者名」欄には、育成就労実施者名を入力してください。

※ 払込期限は払込票の発行から60日以内です。払込票の取り寄せは、申請時期に合わせて行うようお願いします。

払込票発行入力フォーム



リンク先は[こちら](#)

② 払込

払込票が届いたら、払込票を持参の上、以下のいずれかで払込をしてください。

○コンビニエンスストア （現金のみ（30万円まで））

○ゆうちょ銀行・郵便局の窓口 （現金 または ゆうちょ口座）

なお、一度納付された手数料等は還付できません。

③ 受領証等の提出

「認定申請手数料払込申告書」に

・手数料等を振り込んだことを証明する書類（受領証等）を貼付

・払込票に記載されている「請求番号」（17桁）を記載

して、申請書の添付資料として提出してください。

認定申請手数料払込申告書



リンク先は[こちら](#)